

諏訪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

諏訪市長

金子ゆかり

諏訪市条例第 13 号

諏訪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

諏訪市国民健康保険税条例（昭和 31 年諏訪市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

（4）子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 3 条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第 4 条第 1 項中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

第 7 条第 1 号中「第 11 条」を「第 9 条、第 16 条」に、「第 29 条第 1 項」を「第 28 条第 1 項」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条を削り、第 10 条を第 8 条とし、第 11 条を第 9 条とし、第 12 条を第 10 条とする。

第 13 条を削り、第 14 条を第 11 条とし、第 15 条を第 12 条とする。

第 27 条及び第 28 条を削る。

第 26 条第 1 項中「第 18 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同条を第 27 条とす

る。

第 25 条第 1 号中「第 20 条第 2 項」を「第 21 条第 2 項」に改め、同条を第 26 条とする。

第 24 条を第 25 条とし、第 20 条から第 23 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 19 条第 1 項中「第 29 条」を「第 28 条」に改め、同条を第 20 条とする。

第 18 条を第 19 条とする。

第 17 条中「第 20 条」を「第 21 条」に、「第 24 条」を「第 25 条」に、「第 25 条」を「第 26 条」に改め、同条を第 18 条とし、第 16 条を第 17 条とし、同条の前に次の 4 条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第 13 条 第 3 条第 5 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.29 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第 14 条 第 3 条第 5 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 1,050 円とする。

(18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額)

第 15 条 第 3 条第 5 項の 18 歳以上被保険者均等割額は、18 歳以上被保険者 1 人について 50 円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第 16 条 第 3 条第 5 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区別に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,100 円

(2) 特定世帯 550 円

(3) 特定継続世帯 825 円

第 29 条第 1 項各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、「170,000 円)」の次に「並びに同条第 5 項の子ども・子育て支援納付金課税額からキ及びクに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第 1 号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 735 円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区別に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 770 円

(イ) 特定世帯 385 円

(ウ) 特定継続世帯 578 円

第 29 条第 1 項第 2 号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 525 円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区別に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 550 円

(イ) 特定世帯 275 円

(ウ) 特定継続世帯 413 円

第 29 条第 1 項第 3 号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 210 円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 220 円

(イ) 特定世帯 110 円

(ウ) 特定継続世帯 165 円

第 29 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号キに規定する金額を減額した世帯 158 円

イ 前項第 2 号キに規定する金額を減額した世帯 263 円

ウ 前項第 3 号キに規定する金額を減額した世帯 420 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 525 円

第 29 条第 3 項第 2 号中「第 6 条」を「第 5 条」に改め、同項第 3 号中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同項第 4 号中「第 10 条」を「第 8 条」に改め、同項第 5 号中「第 12 条」を「第 10 条」に改め、同項第 6 号中「第 14 条」を「第 11 条」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 13 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 14 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第 29 条を第 28 条とする。

第 29 条の 2 中「第 29 条の 2」を「第 29 条」に改め、同条を第 29 条とする。

附則第 3 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

附則第 4 項中「第 29 条」を「第 28 条」に改める。

附則第 5 項、附則第 6 項及び附則第 8 項から附則第 11 項までの規定中「第 8 条」を「第 7 条」に、「第 12 条」を「第 10 条、第 13 条」に、「第 29 条の」を「第 28 条の」に、「第 29 条第 1 項」を「第 28 条第 1 項」に改める。

附則第 12 項及び附則第 13 項中「第 8 条」を「第 7 条」に、「第 12 条」を「第 10 条、第 13 条」に、「第 29 条第 1 項」を「第 28 条第 1 項」に改める。

附則第 14 項及び附則第 15 項中「第 8 条」を「第 7 条」に、「第 12 条」を「第 10 条、第 13 条」に、「第 29 条の」を「第 28 条の」に、「第 29 条第 1 項」を「第 28 条第 1

項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の諏訪市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。